

監査結果に係る措置通知書

水道局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される契約について</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(以下「政令」という。)の規定が適用される調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結に当り随意契約の相手方を決定した時は、政令第11条及び水道局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(以下「規程」という。)第12条に基づき、市公報により契約の相手方に係る公示をしなければならない。</p> <p>ところが、企画財務課は、配水管理課から契約締結を依頼された施設管理システムデータ等更新業務委託について、当該契約が特定調達契約に該当する案件であるにも関わらず、契約締結後に契約の相手方に係る公示を行っていなかった。</p> <p>契約事務については、関係法令を十分確認のうえ、法令等に則り適正に事務処理をする必要がある。</p>	<p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約について、企画財務課及び配水管理課において研修を実施し、関係法令を十分確認し法令等に則り適正に事務処理をするよう周知徹底を図るとともに、再発防止に向けてチェックシートを見直した。</p> <p>(研修実施日 平成29年1月26日)</p> <p>なお、平成29年度施設管理システムデータ等更新業務委託については、適用基準額未滿となったため、特定調達契約の対象外となった。</p>	